

福岡県外科医確保のための遠隔手術指導支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県外科医確保のための遠隔手術指導支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、手術ができる現役世代の外科医不足や地域偏在を是正するため、指導医が不足している地域でも若手外科医が技術を習得できるよう支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 交付の対象は次のとおりとする。

(1) 福岡県内に所在し、専門医制度における外科の基幹施設である医療機関(以下「外科基幹施設」という。)が、ICTを活用して遠隔で手術指導を行う際に必要な設備の導入経費に対し、補助金を交付する。外科基幹施設の外科専攻医の募集定員数は、原則10名以上とする。

(2) 福岡県内(北九州市、福岡市、久留米市を除く)に所在し、外科基幹施設の指導医から指導を受ける外科医がいる医療機関(以下「指導を受ける医療機関」という。)が、ICTを活用して遠隔で外科基幹施設から指導を受ける際に必要な設備の導入経費に対し、補助金を交付する。ただし、外科基幹施設と同一法人である場合は対象としない。なお、外科基幹施設と指導を受ける医療機関が連携してICTを活用した遠隔指導体制を構築すること及び一般社団法人日本外科学会が定める「遠隔手術ガイドライン」を遵守することを補助の要件とする。

2 前項の規定にかかわらず、この補助事業により補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金は、次により算定した額を予算の範囲内において交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 次表のⅠ欄の基準額とⅡ欄の対象経費の実支出額を比較し、少ない方の額を選定する。

(2) (1)により算出された額と当該事業に係る総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額に次表のⅢ欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

ア 外科基幹施設

Ⅰ 基準額	Ⅱ 対象経費	Ⅲ 補助率
5,000 千円	遠隔で手術指導をする際に必要な機器（例：モニター、サーバー、PC、マイク等）の購入費及び設置工事費 ※保守料、リース料、通信費等のランニングコストは除く。	2分の1

イ 指導を受ける医療機関

Ⅰ 基準額	Ⅱ 対象経費	Ⅲ 補助率
10,000 千円	遠隔で手術指導を受ける際に必要な機器（例：各種カメラ、モニター、サーバー、PC、マイク、ヘッドセット等）の購入費及び設置工事費 ※保守料、リース料、通信費等のランニングコストは除く。	2分の1

(交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書を知事に提出して行うものとする。原則として、申請は同一補助事業者につき、1回限りとする。

(変更交付申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事に協議の上、様式第2号により行わなければならない。

ただし、交付される補助金の交付額に変更をきたすことがなく、かつ次の各号に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

(1) 同一品目で規格の変更

(2) 一部の部品や付属品の変更

(交付の条件)

第7条 知事は、この補助金の交付の決定に当たって、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 取得財産等を、事業が終了した後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運用を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、事業完了後(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日の属する年度の終了後)5年間保管しておかなければならない。
- (8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (9) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第3号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならないこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 補助事業者は、法定耐用年数の期限内において取得財産等を処分しようとするときは、様式第4号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の取得財産等のうち、処分を制限するものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械装置、重要な器具、その他財産とする。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。ただし、当該取得財産等の処分が次の各号に該当する場合は納付を要しない。
 - (1) 災害や火災によって使用できなくなった場合
 - (2) 補助事業者の責めに帰さない事情によりやむを得ず廃棄(相応の補償を得ている場合を除く。)する場合
- 4 前項に規定する取得財産等の処分に関する納付額は、別に定める場合を除き、処分する部分の残存価格に対する補助金相当額とする、この場合において、適正な対価でなされる有償による処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、

当該部分の処分により発生する収益のうちの補助金相当額とする。

(概算払の請求)

第9条 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式第5号により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第10条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1カ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて第4条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(機器等活用実績報告)

第13条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助金により取得した設備等を活用して実施している遠隔手術指導の状況について、様式第7号による報告を知事に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する報告については、補助をした年度の次の年度から5年間行わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年6月25日から施行し、令和8年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は令和7年6月16日から施行し、改正後の福岡県外科医確保のための遠隔手術指導支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和8年3月31日から施行し、改正後の福岡県外科医確保のための遠隔手術指導支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年度の補助金から適用する。